



不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金制度の 保護者申請受付について

令和8年度より、岡山市では、不登校のこどもの保護者の経済的負担を軽減するため、利用料の一部を補助します。これに伴い、保護者向けの案内をホームページに掲載しました。

1 制度の概要

岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金制度を、令和8年度よりスタートします。本制度は、不登校のこどもの社会的自立を支援するため、岡山市教育委員会が登録した施設の利用料の一部を補助し、保護者の経済的負担を軽減するものです。

2 内容

【補助対象者】

- ・岡山市在住で、登録施設の不登校支援を利用する児童生徒の保護者

【補助金額】

- ・補助対象経費の2分の1以内(補助上限額:児童生徒1人につき月額 10,000円)

3 受付期間

【保護者交付申請期間】

- | | |
|----------------|--------------|
| 第1期(4月～7月利用分) | 7月18日～8月31日 |
| 第2期(8月～12月利用分) | 12月25日～1月31日 |
| 第3期(1月～3月利用分) | 3月26日～3月31日 |

4 その他

- ・登録施設の要件は別紙の通り
- ・詳細はホームページにてご確認ください。

【問い合わせ先】

岡山市 教育支援課 千田・小林 直通086-803-1592 内線3889

登録要件

以下をすべて満たしている必要があります。

1	不登校児童生徒を支援する民間施設等として1年以上の活動実績があること。
2	原則として週1回以上開所し、利用者が在籍する学校の授業時間内に不登校児童生徒の受け入れができる通所型施設であること。
3	不登校児童生徒を支援する民間施設等を運営する者(法人、個人は問わない)が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有していること。
4	営利本位ではなく、入会金、利用料(月額・年額等)等の費用が明確にされており、本補助金の補助対象経費についても保護者等に情報提供がなされていること。また、パンフレットやホームページ等で広く情報提供がされていること。
5	各施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。また、児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。
6	不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的とし、社会的な自立を目指すものであること。また、児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような支援を前提としていること。
7	児童生徒のプライバシーに配慮の上、学校と施設が少なくとも学期に1回程度は、支援計画をもとに支援の方向性を共有し、密接な連携体制を構築できること。
8	業務上、知り得た児童生徒等の個人情報を適切に管理できる体制を整備していること。
9	以下の全ての安全確保措置と情報管理措置を講じていること。 ア. 採用選考時、誓約書等の提出により求職者の特定性犯罪前科の有無を確認していること。 イ. 児童生徒に対する日常的な観察、定期的な面談又はアンケート等、被害を早期に把握するための措置を講じていること。 ウ. 児童生徒や保護者が容易に相談できる相談窓口(施設内部及び外部の専門窓口)を周知していること。 エ. 児童対象性暴力等の防止、早期把握、調査、被害児童等の保護・支援に関する事項を定めた「児童対象性暴力等対処規定」を策定し、遵守していること。 オ. 全ての従事者に対し、こども家庭庁が定める標準的な内容を含む性暴力防止研修を、採用時及び定期的に受講させていること。 カ. 特定性犯罪前科等を含む機微な情報について、管理責任者の設置や情報管理規程の策定等により、特に厳格な管理を行っていること。
10	体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
11	政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
12	施設の運営主体が暴力団または暴力団経営支配法人等でないこと。
13	不登校児童生徒を支援する民間施設等を運営する者に市税の滞納がないこと。
14	その他、教育委員会が必要と認める基準。



こどもの居場所等運営費補助の開始について

岡山市内で子ども食堂や学習支援などのこどもの居場所づくりを行う団体を対象に、運営経費(消耗品・印刷・食材等)を助成する「こどもの居場所等運営補助金」の募集を開始します。

1 目的

こどもが安心して過ごすことができる居場所の安定的な運営や活動内容の充実を図ることを目的に、市内で子ども食堂や学習支援などのこどもの居場所づくりを行う団体を支援するものです。

2 補助要件

- ・子どもや若者を広く対象とすること
- ・1年度の開催回数が、12回以上、又は6回以上11回以下であること
- ・こどもの参加費が無料又は低廉であること 等

3 補助金額

補助金額は(1)と(2)の合計額とする。

- (1) 基本活動費 上限 5万円
- (2) 食材費 上限20万円

4 募集期間

令和8年6月1日(月)～令和8年8月31日(月)

5 その他

- ・補助要件等の詳細については、岡山市ホームページに「補助金の手引き」を掲載

【問い合わせ先】

岡山市 子ども福祉課 藤原・西村 直通086-803-1221 内線4780・4781

令和8年度

岡山市 こどもの居場所等 運営補助金



募集期間

令和8年（2026年）

6月1日（月）



一次
募集

8月31日（月）

二次
募集

2月26日（金）

こどもの居場所（こども食堂や学習支援など）の
運営費を補助します！

補助対象期間

令和8年（2026年）4月1日～令和9年（2027年）3月31日

募集概要は
裏面をご覧ください。

【お問い合わせ】 岡山市 こども福祉課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

TEL :086-803-1221 FAX:086-803-1719

E-mail:kodomofukushi@city.okayama.jp

募集概要

補助対象	こどもや若者を対象に、以下の事業を行った場合(複数も可) ① こども食堂 ② 学習支援 ③ プレーパーク ④ フリースペース ⑤ ユースセンター	
補助要件 (主なもの)	・1年度の開催回数が(ア) 12回以上、又は(イ) 6回以上11回以下 ・こどもや若者を広く対象とすること ・こどもの参加費が無料又は低廉であること	
対象経費	令和8年度の運営費 A 基本活動費 チラシ作成費、ボランティア活動保険料、調理器具購入費 等 B 食材費	
補助金額	A 基本活動費 と B 食材費 の合計額	
	A 基本活動費 1年度の開催回数 (ア) 12回以上 上限 5万円 (イ) 6回以上11回以下 上限 2.5万円 ※ただし、実費が上限額を下回る場合は、実費となります。	B 食材費 ・こども食堂(補助対象①に加え②～⑤を組み合わせる可) $168.5円 \times 参加したこどもの人数$ 上限 20万円 ・こども食堂以外(補助対象②～⑤) $95.5円 \times 参加したこどもの人数$ 上限 20万円 ※ただし、実費が上記単価を下回る場合は、実費に参加したこどもの人数を乗じて得た額とします。

チラシに記載していない要件等もあります。
 詳細は「補助金の手引き」をご確認ください。

申請方法

※「補助金の手引き」や様式データは、
岡山市ホームページからダウンロードできます。

- (1) 必要書類
- ・補助金交付申請書
 - ・事業計画書
 - ・収支予算書
 - ・団体構成員名簿 等

- (2) 提出方法
- こども福祉課にE-mailまたは郵送でご提出ください。



不登校の子どもなどの居場所づくりと社会的自立を支える岡山市の取組図

一人一人の実態に適した支援を切れ目なく行う



学校

・家庭訪問 等

社会的自立・集団への復帰
に向けた支援
校内支援教室



社会的自立・登校に向けた支援

児童生徒支援教室 (市内5か所)

個々の実態に合わせた学びや居場所
につなぐ支援

岡山市教育相談室
学校問題相談窓口

- ・電話相談
- ・ふれあい親の会 等



不登校の子ども
約1600人

専門性を生かした支援

関係機関

- ・子ども総合相談所
- ・子ども家庭センター
- ・医療機関 等



運営費補助

地域とつながり交流する支援

こどもの居場所

(子ども食堂・学習支援等)

71か所



保護者への利用料補助

民間の自主性・主体性を生かし支援

フリースクール等民間施設

約170人



※人数は令和6年度、こどもの居場所の数は令和7年度末現在